

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に関する意見

2017年（平成29年）6月14日

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 大 植 伸

（連絡先）〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目3番6号

北浜山本ビル8階

アンカー北浜法律事務所

事務局長 弁護士 向 来 俊 彦

tel 06-4300-3390 fax 06-4300-3989



記

- 1 今回の商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正の趣旨は、①平成28年7月から東京商品取引所において金地金等を対象とした現物取引が開始されたことに伴い適合性の原則の確認事項等の明確化を行う、②商品先物取引業者が自身の業務を自ら点検することを促すため、法令違反等に関する自主的な報告への対応について明確する、という2点にある。そして、上記②に関連して、II-4-6が「行政処分を行う際の留意点」として新設され、「日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された課題」に対する対応手順が示されているが、これは従来からの対応手順を確認のために明文化したものであり、今回の改正を機に（商品先物取引業者に対する行政処分が抑制される方向で）改められたものではないという理解でよいか。
- 2 II-4-6-1(3)の「商品先物取引業者等による自主的な報告への対応」において、「商品先物取引業者等が、自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合」の対応についての規定が新設されているが、何らかのインセンティブがなければ、そもそもそのような報告は期待できないのではないかとも思われる。公正取引委員会によるリニエーション（課徴金減免）制度のような処分の減免措置を予定しているということではないのか。
- 3 II-4-6-1(3)において、「自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講

じられると判断される場合」には、任意のヒアリング等によりフォローアップを行うことができると定められているが、このような対応は、本来業務改善命令を出すべき場面であったものを、自主的な改善を促すためのフォローアップに留めることを可能にするということにならないか。

- 4 II-4-6-1 (3) において、商品先物取引業者等が自ら法令違反等を自主的に報告した場合、一般投資家に業者の情報を開示することでコンプライアンスを促進させ、ひいては市場の健全性を維持するために、自主的な報告があったこと及びその概要につき、業務改善命令を発出した場合と同様に、何らかの形式で一般に公表することを検討されたい。
- 5 II-4-6-1 (3) において、主務省の対応として想定されている「任意のヒアリング」や業者からの「書面による報告」は、営業上の機密や内部文書にあたらなから、情報公開ないし文書送付嘱託の対象となるという理解でよいか。
- 6 今回の監督指針の改正により、商品先物取引業者等に自身の業務を自ら点検し是正していくことを促す旨が明文化されたが、主務省の検査・監督の重要性に鑑み、従前の検査体制を削減・省力化することがないようには是非とも留意されたい。

以上